

平成26年(行ウ)第8号ほか

原告 原告1-1ほか

被告 国ほか

## 準備書面(42)

### 【学校再開問題】

2017年10月18日

福島地方裁判所民事部 御中

原告ら訴訟代理人

光前幸



ほか18名

## 目次

第 1	本準備書面の目的 .....	3
第 2	被告福島県が市民からの報告を無視したこと .....	3
1	本原告による福島市教育委員会への問い合わせ.....	3
2	本原告による学校のサンプリング調査 .....	3
3	本原告による被告福島県への報告 .....	5
4	被告福島県による全校調査の実施 .....	5
5	被告福島県による県立高等学校の始業日等についての通知.....	6
第 3	被告福島県の学校再開の決断が不合理であること .....	7
1	被告福島県のオフサイトセンターへの回答依頼.....	7
2	被告福島県が学校再開規準を有していなかったこと .....	7
第 4	小括 .....	8
1	被告福島県のおかれた状況 .....	8
2	被告福島県の義務違反 .....	9
3	被ばくの結果 .....	9
第 5	求釈明 .....	9
1	オフサイトセンターについて .....	9
2	本件報告書に対する対応の検討について .....	10
3	被告国(の関与について .....	10

## 第1 本準備書面の目的

原告らは、20ミリシーベルト通知によって児童生徒らが無用な被ばくを強いられてきたことを主張している。

しかし、不合理なのは平成23年4月19日に発出された20ミリシーベルト通知だけではない。同通知が発出される以前、極めて不自然な形で学校再開が決断されていることが大きな問題である。

本書面においては、学校再開判断の不合理性を主張するものである。

## 第2 被告福島県が市民からの報告を無視したこと

### 1 本原告による福島市教育委員会への問い合わせ

原告番号70-3番の原告（以下「本原告」という。）は、平成23年3月26日、被告福島市の教育委員会に対し、このまま新学期を始めて大丈夫なのかを架電して問い合わせた。

被告福島市の始業式の予定は4月6日であるところ、上記問い合わせに対応した教育委員会の担当者は、始業式は未定であり、現在は、校舎の損壊調査と避難児童の希望調査をしていると回答した（甲C69・9頁）。

### 2 本原告による学校のサンプリング調査

本原告は、線量が高い状態であるのにこのまま学校が再開すると一時避難のつもりで避難している親族等も学校にあわせて帰還をせざるを得なくなると懸念していた。

そこで、本原告は、平成23年3月29日及び同月30日、数人の仲間とともに、学校名を明らかにせずに福島市内3校と川俣町4校の学校で合計17ポイントにおいて線量のサンプリング測定を行った（以下「サンプリング調査」という。甲F70の1・別紙1。測定結果は次頁）。

サンプリング調査の結果、低いところでも10マイクロシーベルト／h近い線量が測定され、なかでも渡利小学校の側溝では108.8マイクロシーベルト／hという極めて高い線量が測定された。

サンプリング調査（下記）において調査校Aとされているのは、本原告の子どもが通っていた福島市立渡利小学校である。

（サンプリング調査 甲F70の1・別紙1）

市町村	調査校	調査場所	測定値 ( $\mu\text{Sv}/\text{hr}$ )	参考	仮換算値 (cpm)
福島市	A	グランド	26.11	①CPM ⇄ $\mu\text{Sv}/\text{hr}$ 換算は容易ではないが、以下の基準値との比較のため、 $1 \mu\text{Sv}/\text{hr} \approx 120 \text{CPM}$ で仮換算した数値を右に示す。	3,100
		芝生	25.60		3,000
		側溝(U字溝)	108.8		13,000
		遊具の下の地面	21.79		2,600
		池	4.463		500
	B	遊具の下の土	8.918		1,000
		池	9.602		1,100
	C	グランド	9.772		1,100
		芝生	25.49		3,000
		側溝(グレーチング)	19.94		2,300
		遊具の下の地面	33.13		3,900
川俣町	D	グランド	12.28	き上げ) 部分除染	1,400
	E	グランド	20.50		2,400
		側溝(U字溝)	67.05		8,000
	F	遊具の下の地面	20.19	全身除染 100,000cpm 以上	2,400
		グランド	15.05		1,800
	G	グランド	13.31		1,500

この108.8マイクロシーベルト／hという数値は、換算すると1万30

0.0 c p mに相当する線量であり、避難所における要スクリーニングの除染基準に相当する。すなわち、この除染基準に相当する汚染があると、避難所に入るには衣服の除染や診察が行われることとされていた（以上について甲C 6 9・10頁以下）。

### 3 本原告による被告福島県への報告

本原告は、サンプリング調査の結果を「福島県内小学校校庭の放射線量『地表面サンプリング調査』のご報告」と題するレポートにまとめ、平成23年3月31日付けで福島県知事及び福島県教育委員会宛てに提出した（以下「本件報告」という。甲F 70の1・別紙2。甲C 69・12頁）。

本件報告において本原告は、サンプリング調査の結果は、住民が感じている以上に子どもたちの生命や健康に危険を及ぼす放射能汚染の危険区域が広く現出していること、市町村がこの汚染の実態を認識、考慮しないまま始業式を急げば取り返しのつかない過ちを招く惧れがあることを指摘し、本件報告の内容を早急に検証し、市町村に指導することを強く求めた。

### 4 被告福島県による全校調査の実施

被告福島県は、平成23年4月5日から同月7日にかけて、県内1600を超える小中学校、幼稚園保育園をも含めた教育機関における放射線の全校調査を実施し、その結果を即日、県のホームページに掲載した（甲C 69・15頁）。

しかし、被告福島県は、ただデータ（測定数値）を公表（羅列）するのみで数値の評価（安全性もしくは危険性のレベル）を分かり易く説明したり解説することはなかった。

そこで、本原告が知人らと協力して、県の調査結果を「福島県放射線モニタリング小・中学校等実施結果集計」という形にまとめて公表した（甲C 69・16頁）が、この集計作業により、調査対象の76パーセントに相当する学校において毎時0.6マイクロシーベルトを超える被ばく線量であることが判明した。

これは年換算で5.2ミリシーベルト、3ヶ月あたり1.3ミリシーベルト

を超える水準であり、放射線管理区域に相当する線量であることを意味する。本来、人の出入りが制限されるべき程度の汚染が 76 パーセントの学校に広がっていたのである。

さらに全体の 20 パーセントを超える学校において毎時 2.3 マイクロシーベルトを超える線量が観測されていた。これは、「個別被ばく管理」が必要となり得る線量である。個別被ばく管理とは、管理区域内において放射線業務従事者が被ばく量の許容度を超えないようするため、区域内で受ける外部被ばく線量及び内部被ばく線量を一人一人個別に測って管理することを意味する。

被ばくリスクのある仕事を選択した放射線業務従事者は、被ばく量を管理されながらも、あくまで任意に被ばくリスクを受け入れているものである。それと同等のリスクを子供たちに、義務教育という場で強制するのは余に不条理である。

ところが、被告福島県は、このような状況であることを知りながら、住民には何ら、学校再開による被ばくリスク許容の意味するところを伝えなかつた(甲 C 69・15 頁以下)。

## 5 被告福島県による県立高等学校の始業日等についての通知

そして、被告福島県は、本件報告や自らの調査結果を無視し、市町村に対する何らの指示も行わずに県内の学校において漫然と始業式を予定通りに行わせた。

また、被告福島県の教育委員会教育長は、平成 23 年 3 月 29 日の時点で、県下の各教育事務所長らにあてて、「県立高等学校の始業日等について(通知)」と題する書面を発出し(以下「本件通知」という。甲 C 70), 本件報告や県の調査結果が出ても、その内容を変更しなかつた。

本件通知は、県内の学校を被災状況に応じて区分し、中通り、会津ブロックについては始業日を平成 23 年 4 月 8 日とすること、避難指示・屋内退避指示地区を除くいわき・相双ブロックも、始業日を同じく 4 月 8 日とすることを基本とすること等が記載されていた。

確かに、この通知は、県内の自治体に対して文書により始業日等を命令、指示したものではないが、各自治体からの始業の可否や始業日に関する問い合わせに対して県の方針を伝えたものと推認されるし、いずれにせよ各自治体は、被告福島県からの「始業能わず」との指示がないことから、始業日を変更しなかったものであり、本件通知が4月8日からの始業に決定的な役割を果たしていたと考えられる。

### 第3 被告福島県の学校再開の決断が不合理であること

#### 1 被告福島県のオフサイトセンターへの回答依頼

被告福島県の教育長は、平成23年3月30日、オフサイトセンター担当者宛に「学校における教育活動再開に当たっての放射能の規準等について（依頼）」と題する回答依頼を送付した（以下「本件回答依頼」という。甲C71）。

本件回答依頼は、被告福島県として、学校再開についての明確な規準を示すことと質問への回答を求めるものであり、その質問内容は、下記の通りであった。

Q1 原発から半径20～30キロメートル以内及び30キロメートル以上に位置する学校は再開してよいか。

Q2 これらの学校が再開に向け必要なことは何か。

Q3 学校再開の目安となる放射線量の規準はあるか。

Q4 児童生徒の登下校の服装はどうあるべきか。

Q5 登下校中に注意すべきことは何か。

Q6 各学校では、放射線量を毎日測定する必要があるが、あるとすれば1日何回必要か。

#### 2 被告福島県が学校再開規準を有していないかったこと

本件回答依頼の上記内容に照らせば、本件回答依頼が発出された平成23年

3月30日の時点で、被告福島県は、学校再開をするのに必要な放射線に関する知識を十分に有しておらず、かつ、そのことについて自覚をしていた。特にQ3は、被告福島県が、学校再開の目安となる放射線量について専門知識がなかったことを端的に示している。

被告福島県が県立高等学校の始業日について本件通知を発出したのは前記のとおり平成23年3月29日であるが、本件回答依頼が発出されたのが平成23年3月30日である。被告福島県の学校再開の決定（本件通知）は、的確な決定するに足るだけの十分な知識を欠いたままなされたことが明らかである。

被告福島県に放射能の危険性に関する十分な知見がなければ、児童生徒の安全性確保について、専門家からの適確な助言や文書による回答を踏まえて、学校再開の可否を判断すべきである。

しかし、本件回答依頼を受けた文部科学省には、これに対する回答を行った文書が存在せず、書面による回答が行われた形跡も窺えない。

また、被告福島県教育委員会には、本件回答依頼そのものが保存されておらず、情報開示請求によっても本件回答依頼の開示がなされず、本件回答依頼に対する回答と考えられる文書も存在しなかった。

つまり、放射能の危険に関する知見に乏しい被告福島県は、平成23年3月29日、専門家の助言も求めずに学校再開を決断し、その後も、本件回答依頼による文書回答を得ないまま、既定の始業日である4月8日について、その延期等も考慮することなく学校を再開させたものである。

#### 第4 小括

##### 1 被告福島県のおかれた状況

上記第2のとおり、被告福島県は、市民から県内学校の複数箇所において放射

性物質による汚染が拡大しつつある状況を知らされ、この汚染の影響を考慮せずに始業式を急ぐことは取り返しのつかない過ちにつながりかねないことについて警告を受けていた。

それだけでなく、被告福島県は、県内の約76パーセントの学校に放射線管理区域に相当する汚染が、また、全体の20パーセントを超える学校には個別被ばく管理さえもが必要とされる程度の汚染状況にあるとの調査結果を得ていた。

しかし、上記第3のとおり、被告福島県は、学校再開の判断を自ら行うだけの被ばく対策の知識を有しておらず、かつ、そのことを自覚していた。

## 2 被告福島県の義務違反

被告福島県としては、県内の各自治体が、県以上に被ばく対策の知識に欠ける懼れのあることは容易に推認できだし、容易に確認することもできたのであるから、県内児童生徒を健康リスクにさらさないために、十分な検討を経て、地域ごとに学校再開の時期を定め、その旨、市町村教育委員会を指導する義務があった。少なくとも、被ばく対策の知識補充のための専門家への意見照会の時間を短縮、省略して学校を再開する必要はなかった。

しかし、被告福島県は、上記義務に反して、学校再開を即断し、さらには、本件回答依頼に対する文書回答がないままに実際に平成23年4月8日には自ら学校を再開し、かつ、県内の自治体の学校再開にも決定的な影響を与えた。

## 3 被ばくの結果

以上の結果、被告福島県は、一時避難をしていた子供たちが学校再開に合わせて帰宅せざるを得ない状況及び自宅にとどまって外出を控えていた子供たちが通学のために外出をせざるを得ない状況を作り出し、子供たちに無用な被ばくをさせたものである。

## 第5 求釈明

### 1 オフサイトセンターについて

被告福島県は、本件回答依頼について、その宛先となっているオフサイトセンターがいかなる組織であるかを明らかにされたい。

また、本件回答依頼の回答について、時期、方法、内容等を明らかにされたい。

## 2 本件報告書に対する対応の検討について

本原告は、本件報告を被告福島県の担当課長に直接、手渡している（甲F70の1・3頁）。

その後、被告福島県から、本原告には何らの回答・連絡もなかった。

そこで、本件報告の検討結果、その経緯等を被告福島県は明らかにするとともに、本件報告を受領した担当課長の氏名等を明らかにされたい。

## 3 被告国の関与について

被告福島県が、自ら学校再開の規準を知らないことを自覚し、学校再開についての規準をオフサイトセンターに問い合わせるより以前に学校再開の方針そのものを決定したことは上述の通りであるが、これは、行政手続における判断手順としては極めて異例である。

被告福島県自体は、学校再開の規準を持たなかつたのであるから、かかる学校再開の判断は、当時、被告国（文部科学省等）から派遣されていた職員（県への出向者を含む）による指示があつた事情を窺わせるものである。

そこで、学校再開の決断に関与した被告国の職員の氏名、当時の職位等を明らかにされたい。

以上